

大口都市計画
都市計画区域の整備，開発
及び保全の方針
(H20. 6. 17 変更)

鹿 児 島 県

《 目 次 》

1. 都市計画の目標	
1) 当該都市計画区域の都市づくりの基本理念	1
2) 地域毎の市街地像	2
2. 区域区分の決定の有無	
1) 区域区分の決定の有無	3
3. 主要な都市計画の決定の方針	
1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	3
① 主要用途の配置の方針	3
② 土地利用の方針	4
2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	5
① 交通施設の都市計画の決定の方針	5
② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針	7
③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針	8
3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	9
① 主要な市街地開発事業の決定の方針	9
② 市街地整備の目標	9
4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	9
① 基本方針	9
② 主要な緑地の配置の方針	9
③ 実現のための具体の都市計画制度の方針	11
④ 主要な緑地の確保目標	11

1. 都市計画の目標

1) 当該都市計画区域の都市づくりの基本理念

大口都市計画区域（以下「本区域」という。）は、鹿児島県の始良・伊佐地域に位置し、熊本県人吉市を起点とし薩摩川内市を終点とする国道 267 号や熊本県水俣市を起点とし宮崎県宮崎市を終点とする国道 268 号、宮崎県えびの市を起点とし出水市を終点とする国道 447 号の都市間を連絡する広域的な幹線道路が通っている。

本区域を有する大口市は、鹿児島県の最北部に位置しており熊本・宮崎両県に隣接した三県の中継的役割を担う県境都市である。大口地方は、明治 4 年の廃藩置県により鹿児島県に属し、明治 22 年の市町村制施行で旧伊佐郡は 6 村に分かれ、大正 7 年に大口村が大口町になる。その後、昭和 29 年に大口町、山野町、羽月村、西太良村の 2 町 2 村が合併して大口市になり、さらに昭和 34 年に伊佐郡菱刈町の一部を編入し現在に至っている。

本区域は、緑豊かな山々や川内川の清流を代表する曾木の滝などの自然環境や、国指定の文化財郡山八幡神社の史跡などの豊富な地域資源に恵まれている。気候は、年間及び昼夜の気温差が大きい内陸性気候を呈し、県内で最も冷涼な地域として農林業を主体に栄えてきた。

近年、人口は減少傾向にあり、少子高齢化も進み、また、基幹産業である稲作や林業も厳しい状況にある。

中心市街地は、旧国鉄線の廃止に伴い、東西に分かれていた市街地が一体になり大口ふれあいセンターを中心に商業・業務・文化ゾーンが近接したコンパクトな市街地を形成している。一方、交通環境の変化に伴い、購買力が外部都市へ流失し中心商店街の空き店舗が増加しており、その活性化が必要である。

本区域のまちづくりを考えると、国道 3 路線が市街地部で交差する広域交通の要衝という優れた立地環境と、清き水をたたえる川や山の緑、美しい星空という豊かな自然環境に囲まれた居住地に加え、豊かな自然に触れ合う機会を求める多くの人々のニーズに対応した、楽しく交流・連携する場、自然を学び体験できる場を提供し、地域資源の保護育成と魅力的な地域環境形成に努め将来に引き継いでいく大口独特の個性ある都市づくりを進めていくことが重要である。

以上のことから大口市の第 4 次総合振興計画におけるまちづくりの目標を踏まえ、以下を本区域の都市づくりの基本理念とする。

「天と地と人のふれあう南九州の環境交流都市」

この基本理念を実現するため、次の 4 つの都市計画の基本方針に基づき、まちづくりを進める。

■ 人々がふれあい集い楽しく交流する都市機能の充実したまちづくり

住民や本区域を訪れる人々が、自然に親しみ歴史や文化など地域特性と楽しく触れ合う中で、歩いてみたい街、にぎわいのある街、安全で美しい街として、人々がふれあうまちづくりを目指す。

■ 広域交流を促進し、利便性の向上を図るまちづくり

都市づくりの基本理念のひとつである「交流」機能を担う広域交通網の拡充により、県際交流の推進と生活の利便性向上を図る都市基盤の整備を進め「環境交流」のまちづくりを目指す。

■ 水と緑を育み快適で暮らしやすい住民参加のまちづくり

清き水と豊かな山々の緑を基調とする貴重な地域資源である自然環境を保全し、美しい街並み景観との調和を図りつつ、快適な生活環境に直結する都市基盤の整備、河川改修や各種防災対策など住民の理解を得ながら安全で快適な暮らしやすいまちづくりを目指す。

■ 地域資源を活かし産業を育むまちづくり

南九州中部地域に位置する優れた立地環境と豊かな自然環境を活かしながら、交流人口の増大と観光交流のまちづくりを進める。

2) 地域毎の市街地像

基本方針のキーワードのひとつである「水と緑」の自然環境を保全し、新しい時代に対応した「交流」を柱とする都市づくりを目指す。

① 大口地域

大口ふれあいセンター周辺は、都市活動を支える様々な機能が集積する商業・業務ゾーンとして位置づける。バスセンター等人々がふれあい集う情報発信・交流の場であり、大口の「都市中心核」として魅力ある市街地形成を図る。

これらを取り巻く周辺地区は、広域交流・連携を担う上で重要な広域都市軸国道 267 号、268 号が交差しており、周囲の自然環境と調和し快適性、利便性に優れた住宅ゾーンとして位置づける。中央東部地区は歴史性が感じられる街並み景観の保全に努める。里北、里西地区は、広域都市軸の利便性を活かし都市基盤整備や計画的な土地利用誘導等による良好な住環境の整備を図る。

以上を都市的土地利用地域とし、また、市街地周囲の優良農地を含む田園集落地を農業ゾーンとして位置づけ、その保全を図る。

② 羽月地域

羽月地区は、豊かな水と緑のネットワークで形成された自然的環境の優れた地域である。南北広域軸国道 267 号及び国道 447 号沿線を中心に発達した集落地及び優良農地を含む農業ゾーンと鳥神岡東斜面に広がる樹林地ゾーンから構成される。

本地域は、これらの樹林地やのどかな田園風景の維持とともに、人々が自然と交流する空間形成に努めていく。

なお、本区域南部の曾木の滝周辺を観光・レクリエーションの拠点と位置づけ、地域のシンボリック的存在である「水と緑のオアシス」を人々の多様なニーズに対応する交流の場として自然環境の保全に努め、豊かな地域資源を活用し、地域間の交流・連携を深める魅力的な地域づくりを進める。

2. 区域区分の決定の有無

1) 区域区分の決定の有無

本区域に区域区分を定めない。

本区域の人口は、これまで減少傾向にある。また、平成2年まで続いた人口集中地区の設定もなくなり、今後も人口は減少すると予測される。

一方、産業については、製造品出荷額、商品販売額は今後増加すると予測されるが、産業の発展に伴う将来的な土地需要は現市街地内の未利用地の活用により対応可能であり、本区域における急激かつ無秩序な市街地の拡大はないものと判断される。

また、市街地周辺に広がる優良農地や、曾木の滝、川内川を中心とする自然的環境は、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法による土地利用規制で保全が図られている。

以上のことから、本区域については区域区分を定めないものとする。

3. 主要な都市計画の決定の方針

1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要用途の配置の方針

a 商業・業務地

大口ふれあいセンター周辺（旧薩摩大口駅前）地区は、旧来より大口伊佐圏域における商業の中心的役割を担っている。将来的にも本地区を中心商業地と位置づけ、交流人口を受け入れる広域的サービスや周辺地区の日常生活需要などに対応した商業・サービス施設の集積と充実を図る。特に、都市基盤整備が完了した大口中央地区は、地域の特性を活かした商業機能の強化と活性化を図る。

本地区北側に接して県始良・伊佐地域振興局大口庁舎、大口簡易裁判所等が立地する里北地区は今後幹線街路の整備を進め、都市機能の拡充を図る。

b 工業地

利便性が高く沿道サービス業、軽工業、住宅が混在している国道268号南部の沿道周辺については、工業ゾーンとして位置づけ、都市基盤整備事業のもと生産環境の整備と敷地内の緑化推進等、周辺農地や住宅地の環境保全に配慮しつつ、沿道サービス施設等が共存する複合的な土地の有効活用を図る。

c 住宅地

中央地域の商業・業務地域を除く既成市街地の大部分を快適で利便性の高い住宅地として位置づける。計画的に開発整備された駅前地区及び里南地区周辺は、適正な都市空間を確保しつつ、比較的高密度な住宅地とする。

里北地区については、都市計画道路新町線の整備をはじめ、地区住民の合意形成による都市計画道路本町線、市道並びに用排水路の整備を行い、緑豊かな周辺環境と調和した街並み整備を進め、良好な居住環境の形成を図る。

また、里西地区においては都市計画道路新町線の整備計画と整合を図りつつ基盤整備を行い、緑豊かな周辺環境と調和した街並み整備を進め、良好な居住環境の形成を図る。

さらに、市役所周辺並びに中央東部地区の既成住宅地については、区画道路の整備、建築協定、緑化協定も視野に入れた街並み景観形成に努める。

② 土地利用の方針

a 居住環境の改善又は維持に関する方針

本区域の中心市街地周辺部の住宅地では、建物の老朽化やスプロール化が見られ、特に国道 268 号以西の住宅地である里西地区は、消防水利が未整備のまま宅地化が進んでいる。居住環境の悪化が懸念されることから、都市計画道路新町線及び八坂線並びに生活道路の整備を行い、小学校との不便なアクセスの改善、消防活動困難地域の解消など、居住環境の改善を図る。

b 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

中央東部地区に位置する大口小学校周辺の低層住宅地は、本区域の歴史の中心的役割を担っている。地区内に点在する高木・屋敷林・生垣・石垣とともに禰答院家住宅など歴史性のある史跡等の保全を図りながら良好な街並み景観形成に努める。

c 優良な農地との健全な調和に関する方針

農業生産基盤整備がなされた農地及び今後実施が見込まれる優良な農地については、関係機関との連携により、農業振興地域制度や農地転用許可制度等との適正な調整及び長期的視野に立った秩序ある土地利用を進め、優良農地の確保・保全に努める。

d 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

急傾斜地崩壊危険箇所位置づけられた地域や土石流危険渓流の流域では、災害を未然に防止する観点から、市街化を抑制する。

e 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

曾木の滝公園を中心とする川内川流域県立自然公園や本区域外縁部の十曾池公園並びに高熊山周辺は、豊かな水と緑の貴重な地域資源である。

特に、曾木の滝風致地区周辺は、市民や県民の観光・レクリエーションの場並びに県際広域交流の拠点として本区域のシンボルと位置づけ、今後ともその自然環境の維持保全に努める。

2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

① 交通施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 交通体系の整備の方針

本区域においては、広域的な交流・連携を強化する役割をもつ主要幹線道路として、東西方向に国道 447 号及び南北方向に国道 267 号、268 号が位置している。

本区域は、鉄道の廃線以来自動車交通への依存度が高い状態になっている。

国道 267 号の久七トンネルが平成 16 年 4 月開通したのに伴い、市街地において通過交通等による生活道路への侵入など交通混雑が懸念されることから、幹線網の整備拡充が急務である。

都市幹線道路は、都市の骨格を形成し地域住民の社会活動を支える都市基盤であり、その整備は生活上の重要課題である。既成市街地については国道 267 号バイパスと接続する都市幹線道路の整備によって生活道路への通過交通を減少させ、時間帯による交通渋滞の解消と歩行者の安全確保に努めることが必要である。

新たな活力の創出と住民生活の利便性向上を図るため、交通施設の適正配置と交通空間形成による、環境交流都市にふさわしい公共交通体系の整備が求められている。

なお、このような交通体系の整備にあたっては、交通弱者の利用等生活環境と調和したバリアフリー対策や地域資源である自然環境の保全等に十分配慮する必要がある。

このような状況を踏まえ、本区域の交通体系は次のような基本方針のもとに整備を進める。

- 南北の広域軸である国道 267 号バイパスとこれに接続する都市幹線道路網の形成を図る。
- 交通体系の整備にあたっては、「環境交流都市」大口にふさわしい自然環境に配慮した美しく親しみのある道路づくりを進める。
- 幹線道路は、良好な市街地形成と都市の合理的な土地利用並びに防災上の重要性を踏まえ、面的整備計画等と整合を図りながら計画的かつ段階的整備を図る。

イ 整備水準の目標

道路については、交通体系の整備方針に基づき、主要幹線道路、都市幹線道路について、整備中区間の早期完成を図り、未着手区間の早期整備を

目指す。

b 主要な施設の配置の方針

ア 道路

本区域は、鹿児島県の北の玄関口であり、かつ生活圏域における広域交通の要衝である。

今後増大する広域交通に対処するとともに都市内の交通を円滑に処理するため、既存道路の機能向上を含め次のように適正に配置する。

種 別	配 置 の 方 針
主要幹線道路	<p>本区域の広域都市軸として、かつ都市間交流・連携を図る軸となり、市街地における交通渋滞を解消し、円滑な交通の流れを促進するため主要幹線道路を次のように配置する。</p> <p>南北広域軸： 都市計画道路 3・4・5 号新町線（国道 267 号バイパス）</p> <p>広域軸の円滑な交通の整備： （仮称）東回り環状道路</p>
都市幹線道路	<p>市街地の骨格を形成する都市計画道路は、市街地交通の円滑化と都市活動を支えるため、市街地形態及び土地利用動向を勘案しつつ幹線道路を配置し、整備を図る。</p> <p>主要幹線道路と連携し都市の骨格形成路線： 都市計画道路 3・4・4 号中央線 都市計画道路 3・5・6 号本町線 都市計画道路 3・5・9 号大口駅国ノ十線</p> <p>周辺市町村及び地域間の連絡性強化路線： 都市計画道路 3.5.3 号八坂線 都市計画道路 3・5・7 号城下線 都市計画道路 3・5・10 号忠元公園線 県道鶴田大口線</p>

c 主要な施設の整備目標

概ね 10 年以内に整備を予定する主要な施設は、次のとおりとする。

種 別	施 設 名
道路	<p>主要幹線道路の整備： 都市計画道路 3・4・5 号新町線（国道 267 号バイパス）</p> <p>都市幹線道路の整備： 県道鶴田大口線 都市計画道路 3・4・4 号中央線 都市計画道路 3・5・6 号本町線 都市計画道路 3・5・9 号大口駅国ノ十線</p>

② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 下水道及び河川の整備の方針

下水道対策は、河川や都市下水路の水質汚濁の要因として家庭雑排水による影響が大きいことから、生活環境の改善公共用水域の水質保全及び魅力ある都市環境の創造に積極的に取り組むべき事項である。

当面は、家庭雑排水とし尿を併せて処理する合併処理浄化槽の設置を進めながら、「鹿児島県下水道等整備構想」に基づき公共下水道をはじめとする総合的な生活排水処理対策に関する調査検討を進める。

一方、都市化に伴う流域の保水・遊水機能の低下に起因する水害に対応するため、川内川・羽月川の改修を進めるとともに、被害軽減対策等を複合的に行う総合的な治水対策を図る。また、良好な都市環境と都市景観の形成のため、まちづくりと連携した安全で快適なうるおいのある水辺環境の創出を図る。

イ 整備水準の目標

1) 下水道

「鹿児島県下水道等整備構想」への住民理解や農業集落排水事業等との調整を図りつつ、合併処理浄化槽の整備を主体に取り組み、地域特性を考慮した総合的な生活雑排水対策について調査検討を進める。

都市下水路については、4本の幹線水路が整備済みであり、今後とも、その維持管理に努め、一部用水との兼用がある区間については区分整備を図る。

2) 河川

川内川、羽月川等の主要な河川については、計画的な治水対策を進める。その他の河川については、被害軽減対策等による総合的な対策を図るとともに、豊かな水辺環境の創出に努める。

b 主要な施設の配置の方針

ア 下水道

家庭雑排水とし尿については、当面合併処理浄化槽の普及に努めながら、住民の理解と協力を図り「鹿児島県下水道等整備構想」に基づき市街地周辺部を含めた総合的処理対策について調査検討する。

イ 河川

本区域内には、川内川をはじめ羽月川など1級河川川内川水系の7河川が流れている。

このうち川内川、羽月川、市山川、牛尾川については、治水上の安全性を確保するため、計画的な治水対策を進める。その他の河川については、

都市の特性に応じた総合的な治水対策や豊かな水辺環境の創出を検討する。

c 主要な施設の整備目標

概ね10年以内に整備を予定する主要な施設は、次のとおりとする。

種 別	施 設 名 等
河川	一級河川川内川水系のうち 川内川，羽月川，市山川，牛尾川の河川整備

③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

住民の円滑な都市活動と利便性の向上を図り、衛生的都市環境の下で日常生活が送れるように、ごみ処理の課題やごみ焼却場などの都市施設については、広域的対応を含め機能強化と適正な規模・配置などを検討のうえ整備を進める。

b 主要な施設の配置の方針

ア ごみ処理（焼却）施設

ごみ処理は伊佐北始良環境管理組合（未来館）、大口市リサイクルプラザ及び管理型最終処分場で適正な処理を図り、ごみの減量化・リサイクルに努め廃棄物循環型処理へと転換していくことを検討する。

イ し尿処理施設

本区域においては、大口伊佐衛生管理組合において菱刈町との共同事務処理が行われている。今後とも広域的枠組みの中で、住民の協力のもと浄化槽の適正管理やし尿処理施設の維持管理など効率的収集と処理体制の充実に努める。

ウ 火葬場

2市2町からなる伊佐北始良火葬場管理組合による広域的運営を行っている。既存施設の機能を維持し周辺の環境整備を図っていく。

c 主要な施設の整備目標

概ね10年以内に整備を予定する施設は特にないが、必要に応じて施設の整備の検討を行うものとする。

3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要な市街地開発事業の決定の方針

本区域は、広域交流・交通の要衝として、また県中北部における拠点都市として大口ふれあいセンター周辺を中心に市街地が形成されている。

秩序ある居住環境の改善や生活基盤の向上を目指し、用途地域内の低未利用地の多い市街地や無秩序な市街地を形成する恐れのある地区については、地域住民との合意形成に努めながら面的整備事業等の導入を図る。街並み景観・都市空間形成に努め、「人と情報と環境が交流するまち」にふさわしい計画的な市街地環境整備を図る。また、地区計画や建築協定等のまちづくり手法による土地の有効利用について検討する。

② 市街地整備の目標

概ね10年以内に整備の予定はないが、必要に応じて整備の検討を行うものとする。

4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

① 基本方針

本区域は、北に高熊山や西側には鳥神岡など緑の美しい山々と南部に広がる田園地帯に囲まれた伊佐盆地の一角をなし、東西南北に延びる国道などの主要幹線道路を広域都市軸として市街地が発展しており、区域の南端を流れる水量豊かな川内川など周囲の優れた自然環境から四季折々、安らぎと自然の表情をくみ取ることが出来る。

今後とも、都市化の進展に対応して自然環境の保全と土地の有効活用を図りつつ、豊かな自然にふれあう機会を求める多くの人々のニーズに対応するため、自然的・歴史的地域資源の保護育成と環境美化や景観形成に努め将来に引き継ぐ。

また、災害時における避難地及び地域交流による活性化の場として、公園・緑地の適正配置と地域資源を活かした環境交流都市づくりを目指していく。

② 主要な緑地の配置の方針

配置計画	地域名等	概要
a 環境保全系統の配置	川内川及び羽月川沿いの緑地	豊かな水をたたえる川内川及び本区域西側を流れる羽月川沿いは、水と緑のネットワーク化を図り市街地に隣接する大規模なオープンスペースとして河川敷の有効活用と水生生物の生息環境の保全・育成に努める。

	鳥神岡, 高熊山周辺一帯	鳥神岡は大口市の緑のランドマークとして, 高熊山公園一帯とともに市街地からの眺望もよく, 四季折々の表情を見せる。斜面樹園地や稜線・山頂の景観と, 野鳥や昆虫の生息する重要な自然緑地であることから, その保全と公園機能としての活用を図る。
b レクリエーションシステムの配置	区域全体	人々のレクリエーション需要や緑とのふれあいの場を形成するため, 既存の公園・緑地の配置状況, 利用形態, 地域性を考慮し, 適切な配置と機能整備に努める。 曾木の滝公園, 十曾池公園, 忠元公園など地域資源である水と緑の自然環境を活かした広域観光づくりによる交流人口の拡大を図り, 総合的レクリエーション空間機能の確保と施設整備に努める。
	市街地部	大口総合運動公園は, 市街地に接した住民の文化・スポーツ・レクリエーションの場である。羽月川に接した轟公園とともに河川敷, 堤防など既存の線的緑地について緑道やサイクリング道への活用を図る。住民のライフスタイルの変化に対応した水と緑の回廊として親水性の高いネットワーク動線の形成に努める。
	南部地域	大口・伊佐のシンボリック的存在である曾木の滝公園を観光・レクリエーション活動の場及び県際交流拠点として位置づけ, 滞在型施設やアクセス道路の整備を進め, 自然の恵みと豊かさを享受できるレクリエーション系機能の充実を図る。
c 防災システムの配置	区域全体	災害発生時における安全を確保し, 避難路・避難地及び救難活動の場となる公園緑地, 街路などオープンスペースの確保と適正配置に努める。 本区域周辺の樹林等は, 水源涵養と洪水時の保水・遊水機能など多くの公益性を有していることから, その維持保全に努める。

d 景観構成系統の配置	区域全体	<p>豊かな水をたたえる川内川やその他主要な河川等は, 貴重な地域資源であることから, 重要な景観要素である緑地等の保全活用並びに市街地との調和を図る。</p> <p>区域北部に位置する国指定の郡山八幡神社境内(焼酎発祥の地)周辺の森, 曾木の滝風致地区並びに大口小学校周辺に点在する屋敷林やモミの大樹, 生垣等は, 地区のシンボリック景観要素であることからその保全に努める。</p>
e その他	区域全体	<p>区域住民やボランティア団体との連携を図り, 豊かな森づくり運動のもと住民参加型の森林形成と街並み緑化に努める。</p>

③ 実現のための具体の都市計画制度の方針

主要な都市施設としての公園・緑地等は, 土地区画整理事業, 都市公園事業などにより適正な配置検討を進め整備を図っていく。

また, 市街地北部の郡山八幡神社周辺の森や市街地東部の歴史的・文化的遺産と一体となる屋敷林など必要に応じて地域地区制度等を検討し, 適切な保全を図る。

④ 主要な緑地の確保目標

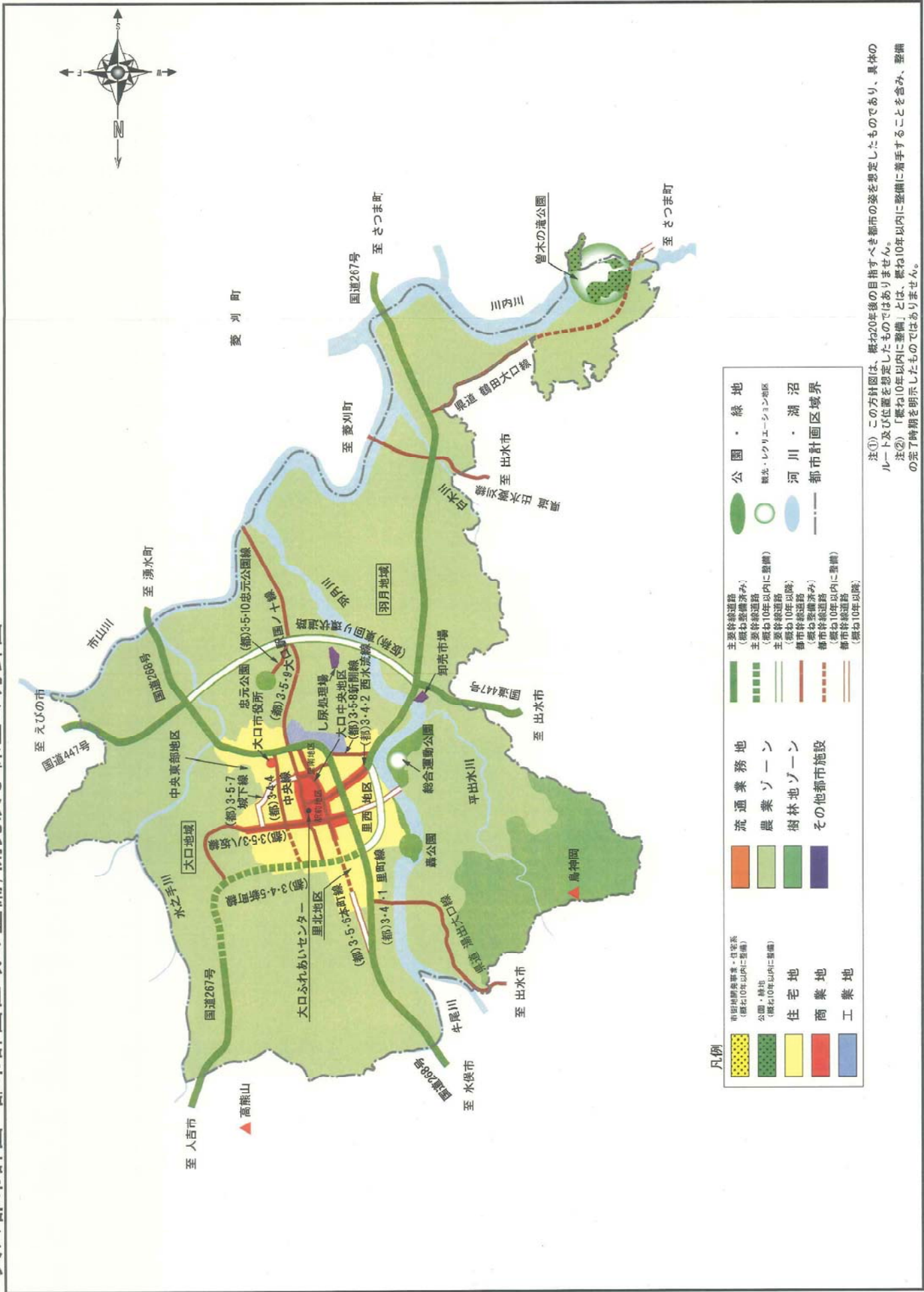
a 概ね10年以内に整備予定の主要な公園等の公共空地

種 別	名 称 等	規 模
総合公園	曾木の滝公園	約 17.6 h a

b 概ね10年以内に指定予定の主要な緑地保全地区等の地域地区

概ね10年以内に地域地区指定を行う予定の地区はないが, 必要に応じて, 地域地区指定の調査検討を行うものとする。

大口都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針図



凡例

	市街地開発事業者・住宅系 (概ね10年以内に整備)		公園・緑地 (概ね10年以内に整備)		公園・緑地 (概ね10年以内に整備)
	流通業務地		主要幹線道路 (概ね10年以内に整備)		河川・湖沼
	農業ゾーン		主要幹線道路 (概ね10年以降)		都市計画区域界
	森林地ゾーン		都市幹線道路 (概ね10年以内に整備)		
	住宅地		都市幹線道路 (概ね10年以降)		
	商業地				
	工業地				

注①) この方針図は、概ね20年後の目指すべき都市の姿を想定したものであり、具体のルート及び位置を想定したものではありません。
 注②) 「概ね10年以内に整備」とは、概ね10年以内に整備に着手することを含み、整備の完了時期を明示したものではありません。